

広域化予防接種の請求に関する留意事項について（令和7年4月）

広島県国民健康保険団体連合会

広域化予防接種の請求にあたっては、次の事項に留意の上、提出いただきますようお願いいたします。

1 広域化予防接種請求関係書類の取扱いについて

- 令和7年4月からの帯状疱疹ワクチン（生ワクチン：ビケン，不活化ワクチン：シングリックス）の定期接種化に伴い、請求時の必要書類が変更となっています。

帯状疱疹ワクチンの請求には新しい請求書（令和7年4月改定）を使用してください。

○ 請求時の必要書類

- ・ 広域化予防接種請求総括表・・・（コピー可）
- ・ 広域化予防接種請求書（1枚目）・・・（コピー・折り曲げ不可）
- ・ 広域化予防接種請求書（2枚目）・・・（コピー・折り曲げ不可）
- ・ 広域化予防接種請求書（続紙）・・・（コピー・折り曲げ不可）※予診費用の請求に使用
- ・ 予防接種券・・・（※広域用）（予診のみの場合は、予防接種券は不要）
- ・ 予診票

※ 広域化予防接種請求書（2枚目）のみ、または広域化予防接種請求書（続紙）のみでの請求はできません。必ず広域化予防接種請求書（1枚目）と併せて請求してください。

※ 広域化予防接種請求書（2枚目）または広域化予防接種請求書（続紙）での請求がない場合は、広域化予防接種請求書（2枚目）または広域化予防接種請求書（続紙）の提出は不要です。

- 総括表は広島県医師会ホームページからダウンロードできます。また、請求書の送付依頼は、広島県医師会ホームページの注文フォームよりご申請ください。
- 総括表及び請求書は、返戻分の再提出など月遅れ請求がある場合は、当月請求分と合算して集計してください。

※ 請求書は1市町につき1枚となります。

（例）2025年4月接種分を2025年6月に請求する場合

2025年6月請求は、5月接種分が当月請求分になるため、総括表及び請求書の接種月欄は「2025年5月分」とし、4月接種分と5月接種分を合算して集計してください。

なお、4月接種分のみを、6月に請求する場合も「2025年5月分」と記入することになります。

※ 返戻分のみ再請求の場合も、総括表及び請求書は必要です。

- 未来月は、返戻対象となります。
- 請求書及び接種券は、黒ボールペンで記入してください。
- 請求書及び接種券の「□」記入枠を訂正する場合は、「□」枠を機械で読み取るため、二重線等での修正ではなく、修正テープ等により上書きし、「□」枠内に納まるように記入してください。（枠を手書きで書き直す必要はありません。）
- 接種券の接種回数やワクチンの種類に○をするとき、「□」枠にかからないようにしてください。

2 広域化予防接種請求書及び接種券・予診票について

(1) 予防接種請求書について

- 請求書の合計は、合計(A), 合計(B), 合計(C)欄及び合計(A) + (B) + (C)欄のそれぞれに記入してください。
- 請求書の患者負担額が 100万円を超える場合(7桁以上)は、数値を**右詰め**で記入し、枠に収まらない数値は**枠外左側**に記入してください。(昨年度から変更しています。)
例：患者負担額 (1, 234, 567 円) 1

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
|---|---|---|---|---|---|

(2) 接種券・予診票について

- 接種券は機械に通すため、接種券と予診票をホッチキスやノリでとめないでください。
- 接種券は市町別に接種コード順にしてください。※月遅れや返戻分も一緒に含めます。
- 予診票は市町別に接種券と同じ被接種者順にしてください。
- 接種券と予診票は、市町別に接種券と予診票を別々にまとめてください。
- 予診票の実施場所欄には、実施した医療機関名をご記入ください。
- 予診票の実施場所等の欄にスタンプを使用される場合は、鮮明に押印してください。
なお、押印が他の記入欄に重ならないようご注意ください。
- 市町によって予診票の記載内容が異なります。接種方法等の記入(選択)が必要な場合がありますので、予診票の備考欄等をご確認ください。
- 接種券・予診票に記載漏れや誤りがないか、特に次の項目について、提出前にご確認をお願いします。

【漏れが多い箇所】

- ・接種部位(特に高齢者肺炎球菌の皮下 or 筋肉)、実施場所、医師名、接種年月日、性別
- ・集団・個別「2」、接種コードA5のワクチンコード「6」
- ・医師記入欄の接種可・否に○、保護者記入欄の接種希望に○ 等

【誤りが多い箇所】

- ・生年月日、性別、接種年月日(接種券と予診票が不一致)、公費負担額 等
- ・保護者氏名や保護者自署欄に被接種者の氏名を記入していないか
- 高齢者肺炎球菌ワクチンの予診票の接種歴回答欄に「はい」「いいえ」の記載をお願いします。(接種歴がある方は、対象外となります。)
- インフルエンザ、高齢者肺炎球菌ワクチン、新型コロナワクチン及び带状疱疹ワクチンの予診票については、被接種者が自署できない場合に代筆する場合がありますが、代筆者は、被接種者自署欄に①被接種者氏名を代筆し、②代筆者氏名及び③続柄の3項目の記入が必要ですので、ご注意ください。

3 その他留意事項について

- (1) 小児用肺炎球菌ワクチンについては、15価(バクニューバンス)と20価(プレバナー20)の委託料が同一の市町と同一でない市町があります。そのため、1種類の接種券(15価と20価を別々にしていない)を用いる市町と15価と20価で別々の接種券を用いる市町がありますので、下記をご確認の上、ご請求ください。

※【請求方法】

| 接種券 | 請求書 |
|--------------------|--|
| 接種券が1種類【M1】の市町 | 小児用肺炎球菌ワクチン コード【M1】へ記入 |
| 接種券が2種類【M1, M3】の市町 | 20価（プレベナー20） 小児用肺炎球菌ワクチン コード【M1】へ記入 15価（バクニューバンス） 小児用肺炎球菌ワクチン（15価） コード【M3】へ記入 |

※ 基本的には、持参された接種券コードでの請求となります。（接種券が1種類【M1】の市町に対して、15価を接種したのでコードを【M3】に修正する必要はありません。）

※ 同一単価で2種類の接種券を出されている市町もあります。

- (2) 年度中途に委託単価や患者負担額を変更する市町がありますので、接種月と金額をよく確認して請求してください。
- (3) インフルエンザ及び新型コロナワクチンについて、一般と免除で接種コードが2つある場合であっても、市町によっては、1つのコードのみ使用している場合（一般で自己負担額0円）があります。
- (4) 市町による留意事項

| 被接種者 住所地 (請求先市町) | 留意事項 |
|------------------------|--|
| 広島市 | <p>※ 広島市以外の医療機関の方へ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予防接種券の「医療機関連絡先」、「保護者（家族等）の連絡先」の欄に必ず電話番号を記入してください。 ・予防接種券の「家族等」「保護者」欄は、全て記入してください。 ・被接種者に「家族等」「保護者」の該当者がいない場合は、<u>続柄を「本人」として記入</u>してください。 ・予防接種券の被接種者の<u>名前に「ふりがな」を必ず記入</u>してください。 ・高齢者インフルエンザ・新型コロナ・带状疱疹・高齢者肺炎球菌について、<u>60～64歳の方が接種する場合は、請求時に各予防接種の対象者の条件に該当する障害の障害者手帳1級のコピー・該当者確認書（原本）・診断書（原本）のいずれかを各予防接種の予診票に添付して請求</u>してください。 |
| 尾道市 | <p>尾道市の被接種者が<u>高齢者肺炎球菌を接種する場合は</u>、「高齢者肺炎球菌定期予防接種ご案内」のハガキを医療機関の窓口を持参されますので、<u>予診票の裏面にハガキの氏名が表になるようにノリ付け</u>して、国保連合会へ提出してください。</p> |
| 東広島市 | <p>東広島市については、<u>予診票が複写式</u>になっており、「市提出用」（請求用）と「医療機関控え」に分かれますので、提出時にご留意ください。</p> |

担当：管理係
電話：082-554-0775